

アール・イー・ジャパン株式会社
確認検査業務約款

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (責務)
- 第3条 (甲の解除権)
- 第4条 (乙の解除権)
- 第5条 (業務期日)
- 第6条 (支払期日)
- 第7条 (秘密保持)
- 第8条 (建築基準法による照会)
- 第9条 (損害賠償)
- 第10条 (別途協議)
- 第11条 (雑則)

附則 1 (施行日)

第1条 (趣旨)

この確認検査業務約款は建築主、設置者又は築造主(以下「甲」という。)からアール・イー・ジャパン株式会社(以下「乙」という。)が建築確認、中間検査及び完了検査の業務(以下、「確認検査業務」という。)を受託するに際し、乙が別に定めた確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)及び確認検査業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき確認検査業務を引受け、契約することについて必要な事項を定める。

第2条 (責務)

甲及び乙は、建築基準法(昭和25年法律第201号以下「法」という。)第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)を遵守し、この約款(申請書・中間検査引受証及び完了検査引受証を含む。以下同じ。)業務規定及び手数料規定に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

- 2 乙は、確認検査業務を第5条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の確認検査業務の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。
- 4 甲は、「手数料規程」に基づく手数料を第6条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求がある場合は、乙の業務遂行に必要な範囲内において、業務の対象建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備、工作物並びにその敷地(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力するとともに、建築基準関係規定への適合の判定が困難である部分については、乙の求める説明及びは追加の資料提出に応じなければならない。
- 7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し乙が建築基準関係規定に適合しているかどうか判断できない旨の指摘をしたときは、速やかに図面の修正、その他必要な措置をとらなければならない。
- 8 甲は、確認済証の交付の前に甲の都合により申請に係る計画を変更する場合において、乙が大規

模な変更として認めた場合は、申請を取下げたうえ別件として改めて第一項の契約を行わなければならない。

第3条（甲の解除権）

甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）乙が、正当な理由なく、前条第5項に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。

（2）乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、甲は、第1項各号に起因して生じた損害に対して、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、乙は、第2項に起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

第4条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないと

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還せず、また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、第1項に起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

第5条（業務期日）

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

（1）確認申請業務 業務を引き受けた日の翌日から起算した日が21日を過ぎるまでの間の日。ただし甲の負うべき事由により費やした日数を除く。

（2）中間検査業務 中間検査の引受けを行った法第6条第1項の規定による工事が特定工程に達した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日。

（3）完了検査業務 完了検査の引受けを行った法第6条第1項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日。

2 甲が第1条第5項から第8項に定める確認業務遂行において責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

3 乙は、乙の責めに帰するものではない災害その他特別な理由がある時は、甲に対し業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

第6条（支払期日）

甲の支払期日は、次に定める期日とする。

- （1）確認検査手数料 契約の日
- （2）審査変更手数料 確認の日

第7条（秘密保持）

乙は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び、乙が定める個人情報保護方針の規定に基づき個人情報を扱うものとする。

第8条（建築基準法による照会）

法第12条第5項により特定行政庁、建築主事又は建築監視員から、報告を求められた場合はそれに応じるものとする。

第9条（損害賠償）

甲及び乙は、この約款に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

第10条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙共に信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

第11条（雑則）

業務規定並びにこの約款に基づき「契約日」とあるのは契約の日、「引受け日」とあるのは確認検査業務を引き受けた日とする。

附則 1 この業務約款は 平成17年7月15日から施行する。